

第5回府中市文化センターあり方検討協議会 会議録

- 日 時 平成25年10月15日（火）午前10時～正午
- 会 場 府中市役所北庁舎3階第6会議室
- 出席者 (委員)
藤江会長、志水副会長、石坂委員、小島委員、小林委員、高木委員、
隆委員、田中委員、谷委員、玉田委員、奈良崎委員、土方委員、
丸山委員、宮山委員、米村委員
(事務局)
中川市民協働推進本部長、村越市民活動支援課長、岩田市民活動支援
課長補佐、板橋市民協働推進担当副主幹、山元地域コミュニティ係長、
望月事務職員
榎本総合窓口課長、谷本総合窓口課長補佐
市ノ川学習推進係長
- 議 事
- 1 開会
 - 2 証明書の発行業務に係る現状
 - 3 各条例施設の設置基準に基づく現状
 - 4 その他
- 資 料
- 1 府中市立公民館条例
府中市立公民館条例施行規則
社会教育法
 - 2 府中市立児童館条例
地区児童館設置運営要綱
 - 3 府中市立福祉会館条例
老人福祉センター設置運営要綱
老人憩いの家の設置運営について
 - 4 今後のスケジュールについて（予定）

1 開会

(会 長) 定刻になりましたので、第5回府中市文化センターあり方検討協議会を開会いたします。

まず、事務局の方から本日の委員の出席状況などについて、報告をお願いします。

(事務局) 本日はご多忙のところ、本協議会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは、事務局から何点かご報告を申し上げます。

まず、本日の出席状況でございますが、本日は定数15名中15人の委員の皆様に出席をいただいております。

続きまして、本日の傍聴ですが、現在までに2名の応募があり、2名の方がいらっしゃっています。傍聴の許可につきまして、本協議会のご判断をいただきたいと存じます。

(会 長) それでは、委員の皆さんにお諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(※「異議なし」の声あり)

(会 長) それでは、異議がないということですので、傍聴者の入場を許可いたします。

(※傍聴者入場)

(事務局) 次に資料の確認をさせていただきますが、その前に、事前に送付いたしました議事録に誤りがございましたので修正をお願いいたします。

欠席者の記載ですが、高木委員・玉田委員と記載するところを、高木委員・谷委員と誤記してしまいました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

(※事務局より資料の確認)

(会 長) それでは、議事を進めます。前回9月17日に実施した第4回目の協議会の議事録につきましては、事前にご確認いただいておりますが、ただ今事務局から報告があった箇所については修正をお願いいたします。そのほか修正等でお気づきになることはございますか。よろしいでしょうか。

(※「異議なし」の声あり)

(会 長) それでは、第4回協議会議事録として確定し、あわせて議事録及び資料を、市役所3階情報公開室、中央図書館、ホームページ等で公開することといたします。

(会 長) それでは、これより議題に入りたいと思います。本日の議題は2件ございます。資料のイラストを見ていただきますと、文化センターは公民館、児童館、高齢者福祉館、図書館が入っている複合施設であり、また、証明書発行などの窓口業務なども行っている独特の施設であると思います。たいへん多岐にわたる業務内容でございますが、それぞれの業務は条例に基づき行っているものであり、指定管理者制度導入の可否を検討するにあたり、我々も条例について理解を深める必要がありますので、本日はそれぞれの条例等について確認したいと思います。

証明書の発行業務を総合窓口課から、公民館事業に関しては、生涯学習スポーツ課から、児童館及び高齢者福祉館については事務局からそれぞれ説明をお願いしたいと思っております。

そこで、本日は、総合窓口課の榎本課長、谷本課長補佐、生涯学習スポーツ課からは、市ノ川学習推進係長にご出席いただいております。

2 証明書の発行業務に係る現状

(会 長) では、2議題の(1)証明書の発行業務に係る現状の説明を総合窓口課さんからお願いします。

(事務局) おはようございます。私は市民部総合窓口課長補佐の谷本と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、「文化センターにおける窓口課業務の現状」について、ご説明させていただきます。

現在、市内の11カ所の文化センターにおいて、住民票や印鑑証明書など各種証明書の交付事務を行っております。

これは、昭和48年に武蔵台文化センターで証明交付事務を開始し、その後、他の文化センターにおいても順次取扱いを開始いたしました。そして、平成元年に東西出張所の機能を白糸台・西府文化センターに、それぞれ移行し、本庁以外に市内の11の施設においても証明書の交付が可能と

なり、現在、窓口事務の広域化として市民サービスの提供に努めているところではあります。

具体的な利用実績ですが、平成24年度における施設別証明交付件数で、報告いたしますと、

	全 体	文化センター(11)	割合
戸籍謄(抄)本	43,456件	9,819件	22.6%
住民票の写し	137,162件	31,199件	22.7%
印鑑証明	89,838件	31,554件	35.1%
諸証明	70,232件	634件	0.9%

となっております。なかでも、印鑑証明は市民本人以外の取得ができないことから、文化センターでの交付割合が、35.1%という数値は、地域の多くの市民の方に利用されていることの表れであると考えられます。

なお、印鑑証明の自動交付機での交付は24,221件、割合は27.0%。本庁窓口での交付は34,063件、割合は37.9%となっております。

次に、白糸台文化センターと西府文化センターは、それぞれ出張所の機能を有しておりますが、これは府中市役所出張所設置条例及び同処務規程に定められており、戸籍や住民基本台帳等に関する事務を取り扱っております。本庁が市内の中心部に、出張所が市内の東西にあることにより、市民にとっては、それほど遠くない場所に手続きができる場所があり、市民の利便の向上に寄与しているところです。

また、出張所を設置することにより、本庁一極集中ではなく、繁忙期等の窓口混雑解消に大いに役立っているものと考えられます。出張所設置条例では「出張所に出張所長を置き、職員をもってこれに充てる。」と規定されていることから、これからお話する内容は、白糸台と西府を除いた九つの文化センターの課題について、お話をさせていただきます。

まず始めに、各文化センターの窓口に自動交付機を設置する考え方についてですが、自動交付機1台当りの経費が多額にかかることから、現状の

財政状況等を鑑みますと導入については難しいものと考えます。次に他市においての同様な導入事例を紹介させていただきます。使用方法は、住民基本台帳カードや自動交付機の登録カードを利用し、窓口で市民自ら専用端末を操作し、暗証番号を入力することにより職員側のプリンターに各種証明書の申請書と証明書が、出力されるシステムでございます。したがって、職員はその申請書と証明書の内容を審査し、請求者自身に交付を行うものです。このシステムは、自動交付機に比べて経費が少ないというメリットがありますが、事前にカードの登録が必要であることのほか、本人以外は申請できないこと、限られた証明書の交付しか受けられないことがあります。

現在の各文化センターでは、証明書の請求者が本人に限らず代理人や使者、第三者でも正当な理由があれば申請者と認め、交付機では発行できない除籍や除票でも交付を行っていることから、自動交付機や先程のシステムを導入することは、市民サービスの低下を招くことなど考えられることから導入については、費用対効果を鑑みますと、難しいものと考えます。

次に、全国の71の自治体が実施しているコンビニ交付についてですが、これは、市民が住民基本台帳カードを取得し登録することで、現在はセブンイレブンのほか3業者の全国のコンビニエンスストアにおいて、本人の各種証明書の交付が受けられるものですが、府中市では多くの経費がかかることや市役所及び市内11カ所の文化センターなどで各種証明書の交付が受けられることから導入はしておりません。今後は、費用対効果やサービスの面を検証し、併せて国の動向などを注視しながら調査、研究をしていきたいと考えております。

また、新町文化センターでは登記所が近くにあることから、土地家屋調査士等の八業士による職務上請求用紙で、相続関係等を証明する戸籍謄本や戸籍の附票を請求することや、紅葉丘文化センターでは、多磨墓地が近くにあることから、改葬許可の申請が多くあります。このように、地域に密着した行政サービスを提供している各文化センターの窓口業務を、今後更に向上させることを課題と捉えております。

最後に、各文化センターの窓口業務における民間委託の導入についてですが、平成18年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され、これにより公共サービスを民間事業者に委託することができるようになりました。ただし、公共サービスを提供する最終責任は市に残る制度となっており、最終責任まで民間に委譲する「民営化」とは全く異なる制度となっています。このため、民間事業者が窓口業務を手がける条件として、「サービスを提供する建物内に市町村職員が常駐し、行政判断が必要となる場合には適切な対応が取れるようにする。」ことが規定されていることから、現在府中市では、本庁の窓口業務についてのみ一部民間委託を導入しております。今後、文化センターの窓口業務の委託化を検討するにあたっては、職員を常駐させる必要があることが大きな課題と考えられます。

文化センターにおける窓口業務につきましては、窓口業務の広域化による地域市民へのサービスの提供と本庁窓口の混雑解消に大きな影響を与えるものと認識しており、地域に密着した行政サービスが提供できる文化センターの窓口業務については、今後も市民へのサービスを低下させることなく、継続して実施していく必要があると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました証明書の発行業務に係る現状と課題について、ご質問はございますか。

(委員) 窓口業務を文化センターで行うということは、議会の承認を必要とするのでしょうか。

(事務局) 東西出張所につきましては、設置条例がありますので、出張所業務を廃止するとなると条例改正、議会の承認が必要ということになります。

残り9つの文化センターの業務につきましては、条例改正や議会の承認は必要ないです。

(委員) 府中市は、証明書発行業務を市役所と文化センターでのみ行っているという認識でよろしいでしょうか。

(事務局) 市内の施設の中で市政情報センターで証明書の取次ぎという形で行っております。それから車返団地郵便局でも取次ぎのみ行っておりますが、こちらでも本人(世帯)以外の証明書は発行できないという制限があります。

(委員) 自動交付機を文化センターに設置する場合は費用としてはどれくらいかかりますか。

(事務局) ランニングコストとして1台年間800万円の費用がかかっています。11文化センターに設置すると、年間8,800万円の費用が必要ということになります。

コンビニ交付につきましては、現在府中市で導入しているシステムですと、改修費用として4,000万円、ランニングコストとして年間2,200万円の費用がかかります。また、コンビニ交付を行う場合には、コンビニの方に証明書1件あたり120円の委託料を払うということになります。

(会長) それでは、榎本課長・谷本課長補佐は公務のため退席となります。ありがとうございました。

3 各条例施設の設置基準に基づく現状

(会長) 続きまして、2議題の(2)各条例施設の設置基準に基づく現状について、説明をお願いします。

(事務局) それでは、まず初めに「公民館について」のご説明を、生涯学習スポーツ課からさせていただきます。生涯学習スポーツ課学習推進係の市ノ川と申します。よろしくお願いいたします。

そもそも、公民館は、社会教育法に規定された社会教育施設です。この社会教育法は、我が国の教育の根幹を成す、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としておりまして、学校教育法で定める学校の教育課程として行われる教育活動を除いた組織的な教育活動を法律上の社会教育として定義し、各種の事項を規定しています。わかりやすく申し上げますと、学校と家庭内における教育以外の教育環境は、すべて社会教育

として捉えるということです。

この社会教育法第20条において、公民館は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と定義され、社会教育を実践する場として、同法第21条第1項で市町村（の教育委員会）が設置または第2項で公民館の設置を目的とする一般社団法人・一般財団法人が設置することとされています。

本市においては、社会教育法に基づき、府中市立公民館条例（以下、公民館条例と言います）及び同施行規則によって、11館の公民館が設置されております。これは、皆さま既にご承知のとおり、各文化センター内に設置されております。

公民館条例施行規則では、社会教育法第22条に基づく業務として、

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講演会、講習会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 同和教育に関すること。
- (4) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用に供すること。
- (5) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (6) 各種団体、機関等との連絡を図ること。
- (7) 市民の集会その他公共的利用に供すること。
- (8) その他目的達成上必要と認めるもの

を実施することと定めております。

社会教育法に関する業務は、本来教育委員会にて執り行うものですが、本市の場合、市長部局である市民活動支援課が管理しております。文化センターという複合施設内に公民館を設置しているため、施設管理的な面（貸館業務）や実際の講座企画等については市民活動支援課が、公民館設置に関する根拠や地区公民館講座等の予算化については、教育委員会業務を行う生涯学習スポーツ課が担当いたしております。例えば、(1)については、地区公民館講座として行っておりますが、企画実施は市民活動支

援課、予算化は生涯学習スポーツ課が行っております。

公民館は、本来地域の社会教育の拠点として、ご説明いたしました業務の振興を図らなくてはならず、特に「(7)の市民の集会その他公共的利用に供すること。」として社会教育を目的とした貸館業務も行っているところですが、ご利用にあたり、

- (1)公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2)施設又は付属する器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3)その他管理上支障があるとき。

には、利用をお断りすることがあります。また、営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することや、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない、とされております

次に、公民館における体制につきましてご説明いたします。公民館には、社会教育法第27条に基づき、館長及び主事を置くことができると定められております。また、同法第29条では、館長の諮問により、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する公民館運営審議会（以下、公運審といいます）を置くことができるとされております。

本市では、センター全体の管理につきましては、各文化センター所長を配置いたしておりますが、公民館長としての位置づけの者は、生涯学習スポーツ課長が担っております。また、公民館主事については、専門的に配置はしておらず、他の業務を担っている市民活動支援課の職員が、その役割も担っております。

さらに、公運審につきましては、平成15年に生涯学習運営協議会、社会教育委員の会議とともに、府中市生涯学習審議会として統合いたしまして、教育委員会からの諮問に対する答申等を行っております。

公民館の利用のうち、貸館業務については、公民館条例第9条で「公民館の使用料は、無料とする。ただし、市内に居住する者が法第22条に定める事業のほか使用する場合及び市外に居住する者が使用の場合は

有料とし、使用料は、別表に定めるとおりとする。」とされています。この有料と無料の境ですが、法第22条に定めるとあるのは、先ほどご説明いたしました(1)～(8)に利用目的が該当するものであり、本市では、社会教育法で定める社会教育関係団体として登録した団体の利用に際する場合となっております。ですので、社会教育関係団体として認定されていない団体については、有料として条例に定める使用料を頂いております。なお、社会教育関係団体も無料利用については無制限ではなく、利用の2か月前3単位までがその対象で、それを越えた場合は、有料となっております。これは、なるべく多くの団体が無料で施設利用できるようにございまして、その範囲の中でご利用を頂いているところです。「公民館について」の説明は以上になります。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました「公民館」について、ご質問はございますか。

(委員) 府中市生涯学習センター条例と、府中市公民館条例とは、内容として、補うような形になっていると理解していいのでしょうか。バッティングする部分もあるのでしょうか。

(事務局) 役割として、非常に近いものといたしましては、生涯学習センターでは各種講座等も行っておりますし、スポーツ条例に定められているスポーツ関係や図書館も配置いたしておりますので、学習センターは非常に近いものかと思えます。

文化センターにつきましては、11の圏域の住民のみなさまを中心に公民館活動していただいておりますが、学習センターにつきましては、市内全域をカバーしている学習施設という形で行っておりますので、その辺りが大きな違いかと考えております。

生涯学習センターにつきましては社会教育法の公民館には当たりませんが、社会教育類似施設ということになります。国等の行政では生涯学習は独立しておりますが、文化センターに近い形です。

(委員) 市民が公民館を使用する場合には、教育委員会の許可を得なければならないと書いてあるのですが、最近市民の間で、市民全体の施設として設置

されているものが、何らかの規制によってなかなか使用しにくいとか、利用法が周知されていないのではないかという話を耳にしました。最近特に子供の見守りや高齢者の見守りだとか、地域の絆が重視されている時期において、地域住民が学習したり、集まって相談したりする場が少ない。そういうことの為に文化センターの施設が容易に使用できる状態であればうれしいという声を耳にするのですが、一市民には貸さないよという形になっていると、市民が何かしたいと目論んだとしても、そのことについて提供してもらえないとうことは、せっかくの市民の啓発的な意識に水をかけてしまうのではないかと考えます。

(事務局) 基本的に個人のご利用は、公民館や学習センターはできなくて、団体でのご利用になりますが、社会教育団体につきましては、無料でご利用いただける団体です。一般市民の方が、地域で団結して何かしたいと立ち上がった時点で、個人ではなくなっていますので、何か会議等をやりたいとなった場合、ご利用いただくことは可能だと思います。

それは社会教育法の中でも住民の集会その他の公共的利用を供する事、各種団体機関等の連絡を図ることというところに基づいて決められております公民館条例の利用目的に即したものでありますので、ご利用いただく時には、文化センター等の職員にご相談いただいて、必要に応じて社会教育関係団体として登録していただく形になります。

社会教育団体につきましては、各文化センターや市のホームページなどに、社会教育団体のしおりがありますので、ご覧になっていただき、不明な点があれば窓口等で説明させていただきます。

(委員) そのことを周知していただくというか、市民がそういうことを計画した時には窓口で受け入れますよ、後押ししますよということをPRをしていただくと市民もわかりやすいと思います。

広報の仕方ですが、これはできませんよ、団体以外は使用できませんよということが先に来てしまうと市民が近寄りがたくなります。たとえ一人でも市民が何かしようとしたときに、窓口で相談に応じますよということ、一言書きそえていただくと市民も窓口に行きやすくなる気がします。

(事務局) 現状といたしましては、社会教育や生涯学習の相談窓口を設けてはおります。ただおっしゃるとおり周知が足りないので、生涯学習審議会でも答申をいただく中でご提言をいただいておりますので、今後そういったところが積極的に進めていかれるように努めていきたいと思っております。

(会長) 利用申請等の手順ということでお話がありましたが、文化センターという公共施設に市の職員がいることによって、そういった施設利用に係る相談などが現場でもしやすい部分もあるかと思いますが、指定管理者制度を導入して職員が文化センターからいなくなった場合なども考えると、当協議会が検討している課題についてもヒントになるのかなと思っております。

(会長) それでは、市ノ川係長は公務のため退席となります。ありがとうございました。

続きまして、「児童館」についての説明をお願いします。

(事務局) それでは、「児童館」について、ご説明させていただきます。府中市立児童館条例と地区児童館設置運営要綱をご覧ください。地区児童館設置運営要綱は「東京都」作成のものとなります。

府中市の児童館条例をご覧ください。第1条に目的が記載されております。「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、児童館を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする」となっております。

次に地区児童館設置運営要綱をご覧ください。第1総則、2種類とあり児童館は(1)～(4)までのいずれかの項目が該当しなくてはなりません。文化センターにつきましては、(1)の小型児童館に該当いたします。

裏面に移りまして、中段あたりに記載している3建物及び設備の(4)設備をご覧ください。小型児童館には、遊戯室・集会室・図書室・学童クラブの部屋(育成室)・事務室を設けなくてはなりません。育成室に関しては、なお書き以降にもございますが、東京都と相談のうえ、児童青少年課が各学校の敷地内で行っております。

府中市立児童館条例に戻っていただき、第2条をご覧ください。児童館の名称が記載されております。ご存知のとおり、文化センターは複数の機

能を有した複合施設となっております。文化センターという名称は、その複合施設の総称のようなものとなっておりますので、個々の名称は各条例で示されております。

第3条をご覧ください。事業が記載されております。(1)の学童クラブに関しては、先ほどもお話ししたとおり、現在「児童青少年課」が各学校の敷地内で行っております。(4)の図書の閲覧に関しては、複合施設である強みを生かし、地区図書館での閲覧や貸し出しが該当いたします。その他の事業につきましては、各センターで職員や児童館指導員(臨時職員対応です)などが行っております。

第4条をご覧ください。休館日が記載されています。

第5条・6条をご覧ください。開館時間が記載されております。午後5時までとなっておりますのは、次の第6条との関係もございますが、小・中学校の児童・生徒及び保護者が同伴する幼児が使用の対象となっておりますので、夜間は自宅へ帰るよう促すためでございます。

ここで、設置運営要綱をご覧ください。3対象児童として、「児童館の対象児童は、18歳未満のすべての児童である」と記載されております。高校生に対する施策は、「児童青少年課」が行っており、中高生広場という事業を展開しております。また、児童館条例第6条のただし書きで、「ひばりホール並びに遊戯室、集会室並びに工作室の夜間の使用については、この限りでない」となっておりますのは、夜間については、公民館的な使用を認めており、個人ではなく団体の方が事前予約を行って部屋を利用することを言っております。

第7条・8条・9条をご覧ください。使用の許可と制限、許可の取消し等が記載されております。

第10条をご覧ください。使用料が記載されております。児童館は「無料」となっております。ただし、2項及び3項で記載されているように、ひばりホール並びに遊戯室、集会室及び工作室の夜間使用、また、器具の使用料については「有料」となっております。

第11条をご覧ください。第10条ただし書きに記載されている使用料

について、免除できる条件が記載されております。

第12条をご覧ください。使用料の還付について記載されております。

第13条をご覧ください。「3日を超えて使用できない」とありますが、これは連続での使用です。

第14条をご覧ください。特別の設備等の使用についてですが、基本的には児童館または文化センターに設置等されている備品以外の使用は認めておりません。

第15条は使用する権利の譲渡の禁止、第16条は使用後の現状回復の義務が記載されております。

第17条は、施設及び付属器具を損傷した場合の賠償の義務の記載がされております。

第18条は、物品の販売行為についてですが、基本的に物品の販売は認めておりません。例外的に、中文化センターひばりホールでのイベントの際、物品販売をすることがございます。

これ以降は、料金表等が記載されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に「設置運営要綱」の3ページ目、4職員をご覧ください。文化センターでは、市職員として「児童館担当職員」が1名、臨時職員扱いではございますが、「児童館指導員」1名を配属しております。(3)に児童厚生員の資格が記載されております。「ア」の保育士は全センターにはいませんが、現在11館で3名の保育士が配属されております。文化センターの職員が「児童厚生員」と認められている要件は、「エ」によるものが大半です。

指定管理者を導入する場合、行政の職員ではなく民間の業者が入るため、この資格の認定については、厳格なものとなることが予想されます。児童館についてのご説明は以上です。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました「児童館」について、ご質問はございますか。

(委員) 児童館の稼働率についてはどうでしょうか。

(事務局) 公共施設マネジメント白書で皆さまにお示ししたとおり、若干下がり傾向にあります。24年度の実績で申しますと、第1回でお配りした「コミュニティの記録」の81～83ページに児童館の利用者数が記載されております。

(会長) それでは続きまして、「高齢者福祉館」についての説明をお願いします。

(事務局) それでは「府中市立福祉会館条例」及び「老人福祉センター設置要綱」・「老人憩いの家の設置運営について」でご説明いたします。

後程ご説明をいたしますが、国が設置した「老人福祉法」を基に、各都道府県が設置運営要綱を定め、さらにそれを基に府中市が条例等を設置しております。

まず、府中市立福祉会館条例をご覧ください。

第1条には、目的が記載されております。市民の福祉を増進し、生活の向上を図るため福祉会館を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的としております。資料としてお渡しはしていませんが、国の老人福祉法の中に、「老人福祉センターは無料、又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする」となっております。

第2条には、名称と位置（住所）が記載されております。

第3条には、福祉会館で行う事業が記載されております。コミュニティ協議会に委託を行っている高齢者向けの事業や高齢者支援課に大広間を貸し出し、地域包括支援センターが体操や地域デイサービス等を行っております。

第4条、第5条は、休館日及び開館時間が記載されております。開館時間は、午前9時から午後5時までとなっております。ただし書きに記載されている「午後9時までの利用」に関しては、児童館と同様に、団体に事前予約で貸し出す方法をとっております。

第6条は、器具の使用について記載されております。そもそも、高齢者

福祉館につきましては、毎年利用の登録を行っておりますので、登録カードをお持ちの方は、マッサージ機やスカイウェル（ヘルストロン）などの器具が利用可能です。

第7条は、第8条は、使用の制限と取消しに関する記載がされております。

第9条は、使用料について記載されております。冒頭申しあげたとおり、老人福祉法の中では「無料、又は低額な料金」とうたっております。府中市では、「無料」としてしております。ただし、午後5時30分以降は、団体への事前予約での貸し出しとなり、公民館的な部屋利用となります。よって、ここで使用料金を定めております。

第10条は、使用料金の還付の記載がされております。

第11条・12条は、使用期間及び特別な設備等の使用の記載がされており、児童館と同様、連続で3日を超えての使用をする場合には、許可を受けることとなっており、特別な設備等の使用も許可を受けることとなっております。

第13条は、使用の権利の譲渡の禁止が記載されております。

第14条は、原状回復の義務が記載されております。

第15条は、施設や器具の損傷等も場合の賠償に関する記載がされております。

第16条は、物品販売の禁止が記載されております。

次に、老人福祉センター設置運営要綱を説明いたします。

第1総則の1目的につきましては、冒頭でもご説明しておりますが、「地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的」としてしております。

2種類でございますが、中央文化センター及び紅葉丘文化センターにつきましては、老人福祉センターA型となっております。他のセンターにつきましては、後程ご説明をいたしますが、老人憩いの家となっております。

第3老人福祉センター（A型）をご覧ください。ここでは、行わなけれ

ばいけない事業や建物の規模・設備等が記載されております。ここで、2 建物等（1）建物の構造、規模のイの後半に、「浴場」の設置が記載されております。

3 職員でございますが、「相談・指導を行う職員、その他の必要な職員をおくもの」とされております。具体的な資格の要件は記載されていませんが、一般的には社会福祉士（ソーシャルワーカー）やレクリエーション指導員（福祉レクリエーションワーカー）等の資格を持っている方が好ましいと思われまます。

4 衛生管理等、5 その他につきましては、衛生管理や公衆浴場の記載がされており、文化センターにおいては、清掃業務やボイラー業務を委託しておりますので、ここで対応をおこなっております。

次に、老人憩いの家設置運営要綱をご説明いたします。

第1 老人憩いの家の目的ですが、「老人憩いの家は、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的」としております。

老人福祉センターA型と比較し、憩いの家は、イメージといたしまして、地域の高齢者の方がふらっと立ち寄りゆっくりできる場所と考えていただくとうわりやすいと思ひます。

第5 運営基準2 利用料についてを閲覧いただくと、「原則として、利用料は無料」となっております。ここからも、ふらっと立ち寄り皆さんが気軽に集える場所ということがわかるかと思ひます。「高齢者福祉館」のご説明は以上となります。

（会 長）ありがとうございました。ただいま説明のありました「高齢者福祉館」について、ご質問はございますか。

（委 員）文化センターによって、老人福祉センターA型、憩いの家に分類されてはいますが、なぜこういうふうに分類されるのですか。

（事務局）中央文化センターにつきましては、見学の時にもご説明しましたが、もともと中央文化センターは福祉施設で、後に様々な文化センターができたときに、福祉施設から文化センターという形になりました。中央文化セン

ターにつきましては当初から福祉目的で作られていましたので、こういった形での福祉センターA型の認定を受けております。

(委員) 老人福祉センター特A型というものがありますが、これはどこが該当するのですか。

(事務局) 特Aというのは文化センターにはありません。文化センターの他に市内で該当する施設があるのかどうかについては調べておきます。

(委員) 文化センターは複数の条例によって運営されているので、単一の条例で運営されている施設とは違ってくる部分があると思います。指定管理者制度の導入にあたって、条例を廃止し、業務の内容を変更するということができるのでしょうか。

(事務局) 文化センターというところは、様々な条例に係る施設でして、市民にとっては、ミニ市役所として色々な手続きができる施設でございます。

今後、この指定管理を検討していくうえで、何かの条例を廃止することも可能ではあります。しかし、そうすると市の施策、また市民の要望が満たせるかどうかという問題を整理する必要があるという風に考えております。

例えば窓口業務などにつきましても、指定管理者制度を導入することで、これまで通りの市民サービスが提供できるか、受付事務の問題、また迅速な対応の問題等がございますので、それも検討しなくてはなりません。

また高齢者福祉館に関しましては、高齢者支援課などの業務を文化センターで行っている関係もありますので、条例をなくすということになりますと、その業務を地域包括支援センターなどだけで行えるかというところも検討していかなくてはならないと考えます。

今の条例を全て廃止し、違う条例を設置して、指定管理者制度を導入するという方法もございますけれども、条例を一本化するには、多くの問題を整理する必要があると考えます。本協議会では、今の複合機能を有したうえで、今の条例をすべて残した状態で指定管理者制度を導入できるのかできないのか、ふさわしいのかを検討していただきたいと考えております。

全国的に見ましても、府中市の文化センターのように様々な条例が入り

組んだ施設はなかなか例がございません。例えば、児童館と高齢者福祉館がセットになっているセンターはありますが、専門的な技術を要する職員を配置しなければならないなど問題がありまして、今の府中市の運営体制とかなり異なっています。次回、行政視察を行った他自治体の状況を報告いたしますが、他自治体ではどのような取り組みをすることによって、指定管理を導入できているかがお分かりになるとと思いますので、また次回を参考にさせていただければと思います。

4 その他

(会 長) ありがとうございます。それでは、次第の3、その他について事務局からお願いします。

(事務局) それでは、本協議会における今後のスケジュールをご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。次回の協議会では、他市の指定管理者制度について職員が行政視察を行ってきておりますので、実際に視察に行った職員に、導入事例等を含めた視察報告をさせていただく予定となっております。

また、12月の協議会では、今までにご説明及び協議を行ったものを基に、少人数のグループに分かれていただき、グループワークを行っていただきたいと思っております。

そして、文化センターにおいて、指定管理者制度の導入ができるか、できないか、好ましいか、好ましくないかなどのご意見を頂きたいと思えます。

(※今後の日程の確認)

(会 長) それでは、第6回の協議会は11月19日(火)、第7回の協議会は12月10日(火)、第8回の協議会は1月28日(火)となりますのでご協力をお願いいたします。

以上をもちまして、第5回府中市文化センターあり方検討協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。